

第3条関係

◎高知県保護動物合同譲渡会参加者心得

合同譲渡会に参加される方は次のことを順守してください。

違反行為等が確認され、県及び運営スタッフの指示に従わない場合は、会場から退場していただきます。

1 譲渡動物の逸走防止対策の徹底

会場内では、ケージ、クレート、キャリー、サークルによる保管及びリードによる係留を行い、会場からの逸走防止対策を徹底すること

2 飼養希望者への譲渡説明、飼養環境の確認

動物の個体情報(保護場所、病歴、予防接種情報、体重・体長、性格、嗜好等を可能な限り詳細に)及び飼養方法・注意、飼養費用等について丁寧に説明すること

また、飼養環境環境について聞き取り等を行い飼養可能であることを確認すること

3 試験飼養(トライアル)期間の担保

①譲渡希望者にその場譲渡をせず、必ず1週間以上のトライアル後に正式譲渡をすること

②トライアル結果による返還を拒まないこと

4 譲渡動物の譲受について

できるだけ書面による譲渡を行うこと

5 動物の体調管理

野外での譲渡会であるため、風雨や気温の変化に十分注意し、譲渡対象動物の体調管理に配慮すること

6 譲渡動物及び譲渡に係る報酬要求の禁止

営利販売や寄付の強要及び譲渡動物に係る次の行為は禁止する。

該当する行為が確認された場合は、直ちに退場処分とし、次回以降の参加を認めない。

①譲渡動物の保護に要した経費(検査、ワクチン代、治療費、装具代等)について、譲渡希望者に負担を求める場合は、領収書、明細書等を示したうえで、その支払った経費の範囲内において、双方同意の上で受領すること

②飼養期間の飼養費用等と称する費用負担を強要すること

③譲渡動物の移送に係る費用についても社会通念上の実費相当以上を請求すること

④譲渡動物に必要以上の装備品、装飾品等をつけ、その費用を請求すること

※実費相当以上の費用や報酬、手数料等を得ることは動物愛護管理法等の法令に違反しますので厳守してください。

7 ゴミ・チリの持ち帰り、糞尿の始末について

①各テントで発生したゴミ・チリは参加者自身で持ち帰ること

②犬猫の糞尿の始末は、参加者が水で洗い消毒する等その場所の清掃をすること。

8 参加者の相互交流について

①参加者は、配布された名札を必ず着用し、相互の交流、情報交換を行うとともに、広く県民の動物愛護の意識向上に努めること

②他の参加者に対する誹謗中傷、嫌がらせ等について、譲渡会終了後も厳に慎むこと

合同譲渡会参加者証

受付番号

氏名

参加動物	猫	匹
	犬	頭